明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁三九～四九）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、破産、免責、再生関係　元
特殊法人等
東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金解散・清算人就任関係　三五
地方公共団体
行旅死亡人関係　三七
会社その他
会社決算公告　三八

告示

○文化庁告示第三十九号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十七年六月五日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十七年九月三日

文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　ハリネズミと金貨　ウラジーミル・オルロフ　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都新宿区矢来町一一八番地　一般社団法人学習教材協会（代表理事　畑史郎）

三　利用方法

①　一般社団法人学習教材協会の会員社が学習教材においてそれぞれ複製し、公衆に譲渡する（別表参照）。

②　①に加えて、学習教材ごとに必要に応じて最小単位を一〇〇部として追加で複製し、公衆に譲渡する。

四　補償金の総額　①二七、四〇三円　②学習教材ごとに別表の利用方法②に定める額とする。